

EUにおけるマイクロクレジットの動向

—マイクロクレジットへのEUの支援策と新しい取組事例—

主席研究員 重頭ユカリ

〔要 旨〕

EUでは、深刻な失業問題への対応策として、経済的に困難な状況にある人が自営業に就労したり、零細企業を立ち上げたりするために、各種の支援を行いながら少額の資金貸付を行うマイクロクレジットが注目されている。マイクロクレジットは、EUで重要な役割を果たしている零細企業の設立を促進するという経済的な側面、および移民や若者といった労働市場から排除されがちな人を社会に包摂するという社会的な側面から期待されている。

そして、マイクロクレジットへの支援は政策としての費用対効果が高いということが判明するにつれ、EUレベルでマイクロクレジットに焦点をあてた支援策がとられるようになった。マイクロクレジットの供与を行う機関では、そうした支援を活用しながら貸付だけにとどまらず、特に失業率の高い若者を対象とした起業講座の開設や、フランチャイズ事業での就業支援など、雇用創出のための新しい取組みを進めている。

目 次

- はじめに
- 1 EUにおけるマイクロクレジットの概況
 - (1) マイクロクレジットとは
 - (2) マイクロクレジットに取り組む機関の概況
 - (3) 銀行とMFIの連携
 - (4) 国別の概況
- 2 EU全体のマイクロクレジット支援策
 - (1) イニシアティブ文書の提案
 - (2) MFIへの技術的支援プログラム「JASMINE」
 - (3) MFIに融資、保証を行うプログラム「プログレス・マイクロファイナンス」
 - (4) 後継プログラム「EaSI」(雇用と社会革新プログラム)
- 3 MFIの実例
 - (1) フランスのアディ
 - (2) ベルギーのマイクロスタート
- 4 日本への示唆

はじめに

EUにおける失業率は経済危機の影響により上昇し、2007年の7.2%から14年には10.2%となった。25歳未満の若年層の失業率は特に高く、14年には22.2%となった。こうした失業問題への対応策の1つとして、EUでは経済的に困難な状況にある人が自営業を始めたり零細企業を立ち上げたりすることを振興しており、それに必要な少額の資金貸付を行うマイクロクレジットに対する支援も行っている。

本稿ではEUにおけるマイクロクレジットの概況と、EUレベルでの支援策、そしてマイクロクレジットの供与を行う機関の最近の取組状況についてまとめたい。

(注1) EUの定義では、零細（マイクロ）企業は従業員数10人未満、年間売上200万ユーロまたは総資産額200万ユーロ以下、小企業は従業員数50人未満、年間売上1,000万ユーロまたは総資産額1,000万ユーロ以下である。

1 EUにおけるマイクロクレジットの概況

(1) マイクロクレジットとは

マイクロファイナンスとは、貸付だけでなく預金や決済、保険なども含むより幅広い概念であり、マイクロクレジットはそうした金融サービスのうちの貸付をさす用語と考えられている (Adie (2008) p.62)。つまり、厳密にはマイクロクレジットはマイクロファイナンスの一部ということになるが、

貸付が先行して発展してきたため、両者を区別せずに使っていることも多い。EUの多くの文書では、マイクロクレジットのみを供与している機関についてもマイクロファイナンス機関 (Micro-finance Institutions, 以下「MFI」という) と呼んでおり、本稿もそれにならう。

欧州委員会は07年に政策文書「成長と雇用の支援におけるマイクロクレジット発展のための欧州イニシアティブ」(A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment, 以下「イニシアティブ文書」という) を発出した。

同文書は、マイクロクレジットについて以下のように述べている。マイクロクレジットの対象は、零細企業や自営業を新たに始める人、銀行借入等の資金調達手段を利用できない社会的に排除された人々である。その目的は、収入を生み雇用を創出する活動や零細企業の設立・拡大に対応すること、なかでも初期投資や運転資金への資金ニーズに応えることである。通常、貸付額は25,000ユーロを超えることはない。特に零細企業の立ち上げ段階において、助言や一般的な事業支援を通じて、借り手の能力をよりよく把握し、借り手と密接な関係を築くことを含め、貸付の際に多くの労力がかかるのが特徴である (イニシアティブ文書 (2007) p.12)。

最後の点について補足すると、MFIは、自営業に就いたり零細企業を立ち上げたりする人に対して、貸付前に事業計画の策定や公的機関等から受けられる支援やサービ

スについて助言をしたり、貸付後も一定期間、法務や税務等に関して支援を行ったりすることが多い。そうした支援により事業の持続性を高め、貸付の返済が滞らないようにするというのが、欧州のマイクロクレジットの一般的なスキームである。

マイクロクレジットは、経済的側面および社会的側面の2つから注目されている。経済的側面とは、零細企業の設立による雇用創出機能である。EUでは、従業員数10人未満の零細企業が企業総数（2,180万社、2010年）の9割、雇用者総数の3割を占める^(注3)。しかもこの比率はわずかずつではあるが高まっており、零細企業の重要度は増している。また、イニシアティブ文書は、欧州では自営業者は労働力人口の16%に過ぎないが、45%の人々は雇われるのではなく自営での仕事を希望していると述べている（イニシアティブ文書（2007）p.3）。そうした自営業就労を望む人や零細企業の設立を希望する人向けに、資金供給を行うマイクロクレジットを促進することによって、EU経済を活性化しようとしているのである。

一方、社会的側面としては、マイクロクレジットの借り手には、移民や若者といった労働市場から排除されがちな人が多いことから、これらの人々の自立を支援することによって社会的な包摂を達成することが期待されている。

(注2) EUでは、マイクロクレジットは、自営業または零細企業の発展を支援するための25,000ユーロ以下の貸付またはリースと定義されている（Bruhn-Leon（2012）p.6）。

(注3) ユーロスタットによる。2010年当時の加盟国27か国の非金融業のデータ。

(2) マイクロクレジットに取り組む

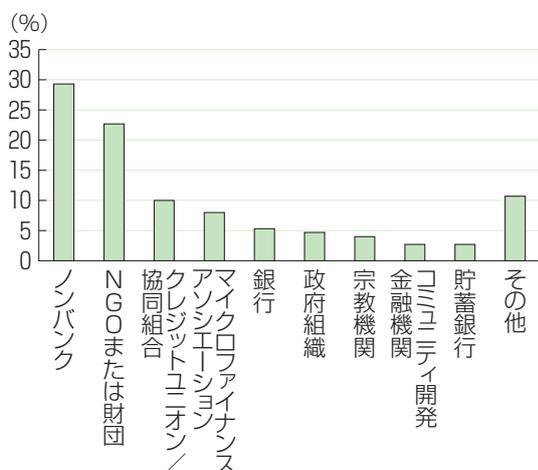
機関の概況

マイクロクレジットの供与を行う組織についての公的な統計はないが、欧州マイクロファイナンス・ネットワーク（以下「EMN」という）がアンケート調査に基づき、概況を報告している。EMNは、フランスのMFIアディ、イギリスのシンクタンクNEF、ドイツでリサーチとコンサルティングを行うEvers & Jungが、欧州委員会やフランスの預金供託公庫の支援を得て03年に設立した組織であり、会員を代表してマイクロファイナンス振興のための活動を行っている。

12-13年版のレポートによれば、EMNが調査のために>Contactしたのは447機関であり、うち24か国150機関が調査に回答した^(注4)。Contactできていない機関の存在も考慮すると、EMNは、欧州にはマイクロクレジットの供与を行う機関が500~700存在すると推定している。一般的には、銀行以外の、マイクロクレジットの供与を専門に行う機関をマイクロファイナンス機関（MFI）と呼ぶことが多いが、国内法制の制限等により直接貸付を行っていない機関も含めることもあるとみられる。EMNの調査でもそうしたケースがあり、その例については、国別の概況で触れることとしたい。

調査に回答した組織のタイプとしては、ノンバンクやNGO、財団が多かった（第1図）。どのようなタイプの組織がマイクロクレジットの供与を行っているかは、当該国の金融法制も影響し、国によって違いがあることが多い。またレポートでは、過去

第1図 マイクロクレジットの供与を行う機関の組織形態(n=150)



資料 Bending et al. (2014)

の調査に比べるとノンバンクの比率が高まったが、もとはNGOなど他の形態をとっていた組織が、成長してノンバンクに転換した可能性があることを指摘している。

調査に回答した150機関のうち貸出件数等を回答した20か国122機関は、13年に総額15億2,800万ユーロの新規貸付を行い、前年の13億400万ユーロから17.2%増加した。10年から4年分のデータを回答している14か国35機関の動向をみると、新規実行額は3年連続で増加しており、また、1件あたりの貸付額も10年の4,398ユーロから13年には

5,437ユーロに増加した。

本稿で国別の概況とMFIの紹介をした6か国について、貸付総額に占める各カテゴリ該当者への貸付額の割合をみたのが第1表である。この表からは、借り手の属性は各国での差が大きいことが分かり、おそらく一国内でも各機関でかなり差があると想定される。

(注4) EU加盟28か国で調査に回答していないのは、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ルクセンブルク、スロバキア、スロベニア、スウェーデンの9か国。うちチェコとルクセンブルクはMFIの活動が確認されておらず、その他の国のMFIにはコンタクトしたものの調査への回答がなかった。非EU加盟国で調査に回答したのは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リヒテンシュタイン、マケドニア、スイスの4か国。

(3) 銀行とMFIの連携

ノンバンクやNGO、財団は、預金の受け入れを行うことができず、貸付を行うための資金源がないため、銀行と連携して業務を行うことが多い。

MFIと銀行の連携内容としては、貸付を行うための原資を銀行が融通するというのが一番多い。そのほか、MFIは、銀行が貸

第1表 マイクロクレジットの貸付総額に占める各カテゴリ該当者への貸付額の割合(主要国)

(単位 機関, %)

	貸付総額を回答した機関数	貸付総額に占める各カテゴリ該当者の割合					
		農村居住者	失業者	女性	移民	若者	銀行を利用できない人
ベルギー	5	0	49	40	61	11	73
フランス	7	17	83	39	10	20	65
ドイツ	21	18	14	27	22	5	39
イタリア	17	7	27	25	25	12	57
ポーランド	12	46	6	30	0	5	0
スペイン	5	2	30	18	23	5	25

資料 第1図に同じ
(注) 複数カテゴリに該当する場合は、複数カウントしている。

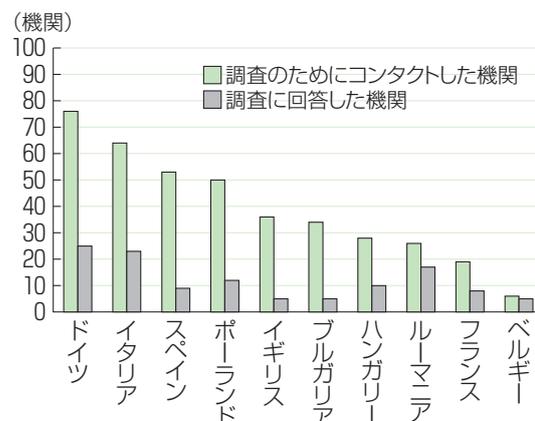
付を行う場合のスクリーニングやモニタリングを行ったり、貸付先が事業を發展させるための支援を行う。他方、銀行はMFIに対して出資、助成金を拠出、業務のためのインフラを提供、銀行の代表者がMFIの理事会に参加といったかたちでも連携を行っている（Cozarenco (2015) pp.7-8）。

欧州の銀行のなかには金融危機で大きな打撃を受けたところもあり、その影響でMFIへの資金供給が困難になるケースも生じた。特にスペインでは、MFIと連携し傘下の財団を通じてマイクロクレジットを供与していた貯蓄銀行が金融危機の影響を大きく受けたため、そのあおりを受けたMFIもあった。そのほか、銀行から借入ができなくなったリスクの高い顧客からMFIに対する資金需要が増大する一方で、MFIの既往貸付の貸倒れのリスクが高まるといった状況も生じた。

(4) 国別の概況

Kraemer-Eisほか（2009）によれば、欧州においては、貸付を行う組織の特徴、貸付の対象者、貸付額の規模といった面で、西欧と中東欧のマイクロクレジットの市場には大きな差がある。中東欧諸国では、ベルリンの壁の崩壊後の混乱した時代に、起業部門の發展や民営化、外国銀行の市場参入といった経済開發の手段として、マイクロクレジットが急速に發展した。主要な機関は、90年代から活動を行っており歴史がある。一般に、MFIの規模は大きく、収益水準も高い。貸付の対象は、失業者など経

第2図 マイクロクレジットの供与を行う機関の数



資料 第1図に同じ
 (注) EU加盟国のみ。

済的に不利な立場にある人向けというよりは、零細な起業家に対するものが中心である。一方で、西欧諸国では、マイクロクレジットは失業者等の社会的包摂に焦点をあてていることが多く、MFIの収益性は低い（Kraemer-Eis et al. (2009) pp.6-13）。

第2図は、12-13年版のEMNレポートにおいて、調査のためにコンタクトした機関数が多い国10位までを示したものである。コンタクトした機関数そのまま国内のMFIの数を示すわけではないが、ドイツ、イタリア、スペイン、ポーランドには比較的多くのMFIが存在するとみられるため、EMNのレポートや後掲文献等を参考に、この4か国の概況を簡単に紹介する。

a ドイツ

ドイツでは、政府系金融機関であるドイツ復興金融公庫や州立銀行、信用協同組合銀行等が中小企業向けの貸付に積極的に対応してきたが、失業者による事業の立ち上げ件数が増大するにつれ、零細企業への資

金供給のニーズが高まった。

しかし、ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていない。そのため基本的には、借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている。支援組織は、借入者に直接対応して事業計画や資金借入について助言し、借入が妥当だと判断した場合には銀行に推薦状を書くほか、借入後のフォローも行う。先に記したとおり、こうした組織は資金の貸付を直接行っているわけではないが、EMNのレポートではMFIと呼ばれている。

ドイツの特徴は、04年に設立されたDMI (Deutsches Mikrofinanz Institut) というアソシエーションがMFIの運営状況をチェックし、認証を行っていることである。DMIは、加盟するMFIに対してリスク管理や貸付審査に使えるソフトウェアの提供や、役員向けの研修を実施することにより、MFIの信頼性を高めることに寄与している。15年10月末現在、DMIの認証を受け活動を行っているMFIとして、27機関がウェブサイトで紹介されている。

04年にGLS銀行は、政府からの資金と社会的投資家からの投資の受け皿となるGLSマイクロファイナンス基金を創設し、マイクロクレジットに対する保証を行った。06年からは、DMI、復興金融公庫、連邦労働社会省、連邦経済技術省、GLS銀行が協力して、Mikrofinanzfonds Deutschlandという総額200万ユーロの保証基金を創設した。さらに10年には、連邦経済技術省が欧州社会

^(注6)基金から6,000万ユーロの補助金を得て、総額1億ユーロの保証基金Mikrokreditfonds Deutschlandをスタートするなど、政府によるマイクロクレジット支援も行われている。

(注5) GLS銀行は、社会・環境原則に基づき業務を行うという特徴を持っており、ソーシャルバンクと呼ばれている。

(注6) 欧州社会基金 (European Social Fund) は、EU構造基金 (地域間格差是正のためのEUから加盟国への補助金) の1つであり、失業対策や、労働市場で不利な立場にある人の包摂、人的資源の開発を対象とする。

b イタリア

ドイツと異なり、イタリアでは、60万ユーロの最低資本要件を満たし登録していれば、ノンバンクでも貸付を行うことができる。マイクロクレジットの貸付を行うノンバンクの代表例としてはPerMicroやFondazione Resorsa Donnaがある。また、信用協同組合銀行や、ソーシャルバンクの草分けである倫理銀行もマイクロクレジットに積極的に取り組んでいる。

イタリアのマイクロクレジットセクターは、非常に細分化されていたが、08年にマイクロクレジット関係機関のネットワーク組織RITMI (Rete Italiana della Microfinanza) が設立されると、セクターとしてのまとまりがでてくるようになった。

地域には、経済的、社会的に困難な状況にある人を支援する公的組織や民間組織が数多く存在しており、それらが借入の事前審査や借入後のフォローにより銀行やMFIを支援するほか、保証を供与することもある。15年10月末現在、RITMIのウェブサイトには会員として52の組織が紹介されてい

るが、その多くもそうした組織である。

公的機関が、短期的なマイクロクレジットのプロジェクトに補助金を出すケースも多い。特に、欧州社会基金の07～13年の予算期間終了間際には、その補助金を使って、州当局の管轄下の公的機関が運営する保証基金が、銀行の貸付に対して保証を供与するケースが増えた (Bending et al.(2014)p.68)。

法制度に関しては、10年に導入された法律 (Legislative Decree n.141/2010) に、マイクロクレジットの活動に対する包括的な規定も含まれ、法的整備が進んだかに見えた。しかし、14年9月に刊行された12-13年版のEMNのレポートでは、実際にはまだ法律が適用されていないと述べられている。また、RITMIのウェブサイトでも、MFIに対する規制の枠組みが欠如していることが指摘されており、上記の法律の実効性については精査する必要がある。

c スペイン

スペインでは、90年代初めからアソシエーションやNGO等の社会的組織の活動の一環として、マイクロクレジットが登場してきた。01年に地方自治体の管轄下にある貯蓄銀行が、自身の利益を使って財団を作り、マイクロクレジットのような社会的なプログラムに拠出するようになると、マイクロクレジットが活発化するようになった。

スペインでは、社会的マイクロクレジット支援組織 (略称SMSO) と呼ばれる組織が、経済的に不利な立場にある人が資金を借り入れて自営業に就く際の支援を行って

いる。SMSOとして活動している組織には、民間のものも公的なものもあり、借入者に対応し、銀行と借入者の間をつなぐ役割を果たす。

貯蓄銀行は、自身の財団や、マイクロクレジットに保証を行う公的機関と共同で運営するプログラムを通じて、SMSOが支援を行う人に対してマイクロクレジットの供与を行っていた。しかし、金融危機で経営が悪化した貯蓄銀行の統合が進み、ほとんどのマイクロクレジットのプログラムは終了してしまったため、その影響でSMSOのなかには活動を停止したものもあった。

そうしたなかで、長年にわたり自身の財団を通じてマイクロクレジットの供与を行っていた貯蓄銀行大手のラカイシャ (La Caixa) が、07年に設立した銀行子会社マイクロバンク (Microbank) が成長を続けている。同行は、貯蓄銀行再編の過程で小規模行を買収し、11年には傘下の持ち株会社クリテリア・カイシャコープを銀行に転換してカイシャバンクに社名変更した。マイクロバンクは、カイシャバンクと代理店契約を結び、カイシャバンクの窓口でマイクロバンクの商品やサービスを提供している。その業務内容は、自営業就労や零細企業の立ち上げ向けの貸付にとどまらず、65歳以上の人向け、環境に配慮した事業への貸付など多岐にわたり、14年の貸付件数は82,586件であった。マイクロバンクは、500を超える非営利組織や自治体等と協定を結んでおり、借入者が必要とすれば、協定を結んだ組織が支援を行う。

d ポーランド

ポーランドには、マイクロクレジットを制限または振興する法制はなく、様々な主体が貸付を行うことができる。主にマイクロクレジットに関わっているのは、MFI、ローンファンド、クレジットユニオン、銀行（協同組合銀行を含む）である。

MFIは、90年代の経済移行期に非常に活発だった外国の民間寄付組織から支援を受けていたが、そうした組織が撤退すると、政府やEUからの補助金を受けようになった。加えて、社会的投資家や商業銀行の基金からの借入金も利用している。MFIは、マイクロクレジットの供与のみを行い、借り手への支援はほとんど行っていない。

一方、クレジットユニオンが行う会員向けの少額貸付は、起業向けよりも消費者信用が多い。銀行は、零細・中小企業向けの貸付を行っている。さらに、地域開発局、財団、アソシエーション等が運営するローンファンドも、貸付と事業向けの支援サービスを提供している。EMNのレポートによれば、銀行、クレジットユニオン以外に、約50の機関が零細企業向けの貸付を行っている。

特筆すべきは、94年にポーランド・アメリカ企業基金^(注7)によって設立されたFundusz Mikroである。Fundusz Mikroは95年から1年間のパイロット事業ののち、96年から全国に11の支店を開設してマイクロクレジットの供与を行った。このFundusz Mikroの経験をもとに、10年にマイクロクレジットの供与を専門に行うFMバンクが設立さ

れた。FMバンクは13年にPolski Bank Przedsiębiorczości（ポーランド企業銀行）と合併し、現在はBIZバンクの名称で事業を行っている。

(注7) 中小企業向けの投資や貸付のために、アメリカ政府からの補助金で作られた基金。

2 EU全体のマイクロクレジット支援策

(1) イニシアティブ文書の提案

以上みてきたとおり、マイクロクレジットの供与を行う機関の状況や、国内金融体制、政府からの支援も国によって様々である。ドイツやイタリアでは、EUの補助金を活用して公的機関がマイクロクレジットへの支援を行っている。

そのほかにも、EUの零細・中小企業振興プログラムJEREMIE（Joint European Resources for Micro to Medium Enterprises）のもとで、マイクロクレジットを支援するための施策を実施し、EUの補助金をその施策に割り当てた加盟国もあった。

EUにおいては、中小企業に対する融資や保証を行う欧州投資基金（European Investment Fund、以下「EIF」という）が、00年からマイクロクレジットの支援に関与してきた。例えば、01年から05年の企業と起業家精神振興のための多年度計画（Multi-Annual Programme for the promotion of enterprise and entrepreneurship）において、EIFはMFI向けに保証を供与した。しかし、それらは中小・零細企業支援の一環として

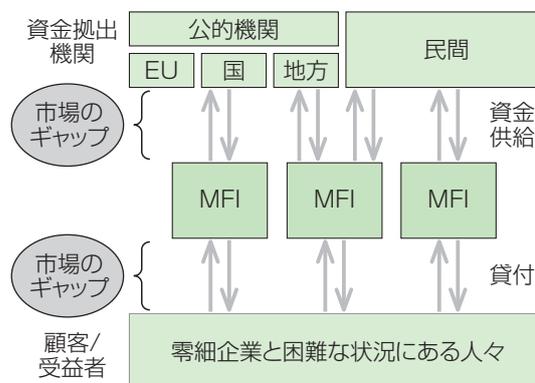
のものであり、マイクロクレジットに焦点をあてることは明示されていなかった。

そうした状況を変えたのは、欧州委員会が07年に発出した前述のイニシアティブ文書である。同文書は、EUにおけるマイクロクレジットを振興するため、①加盟国の法的、制度的な環境改善、②起業家精神に有利な情勢へのさらなる変化、③ベストプラクティス（最良の慣行）の奨励、④MFIへの追加的な資金供給のための行動をとることを提案した。

EUの支援策が、マイクロクレジットに焦点をあてるようになった背景には、政策としての費用対効果の高さがあると考えられる。イニシアティブ文書では、マイクロクレジットのスキームを支援するための平均的な費用は、創出される1つの雇用あたり5,000ユーロを下回り、マイクロクレジットを借り入れて設立された企業の2年後の存続率は60%以上だと示されている。仮に1年しか企業が存続しなかったとしても、失業者等に社会保障を給付するよりも、費用が少ないと考えられているのである。

にもかかわらず、マイクロクレジット市場には、需要と供給のギャップがある（第3図）。10年から11年の時点では、顧客とMFIの間に推計で27億ユーロの供給不足があった（Unterberg et al. (2014b) p.14）。そうした顧客とMFIとの間の市場ギャップを埋めるために、MFIへの資金供給を加速しようというのがイニシアティブ文書に基づく施策の狙いである。

第3図 EUのマイクロクレジット市場



資料 Unterberg et al.(2014b)

(2) MFIへの技術的支援プログラム 「JASMINE」

イニシアティブ文書は、欧州におけるマイクロクレジットの発展には、MFIの果たす役割が重要であり、MFIへの資金供給と、MFIの潜在能力の発揮を促すための適切な技術的支援が必要だと強調した。そこで欧州委員会は08年に、JASMINE（Joint Action to microfinance institutions in Europe）というパイロットプログラムを欧州投資銀行、EIFと開始することを発表した。当初は、MFIへの資金供給も想定されていたが、それは後述のプログレス・マイクロファイナンスのもとで行われることとなり、JASMINEはMFIへの技術支援に特化することとなった。

その内容は零細・中小企業向けのJEREMIEの施策を発展させたもので、予算規模は600万ユーロであった。JASMINEでは、選別されたMFIに対する個別サービスの提供、セクター全体の育成のための施策の実施の2つが行われた。

前者は、応募してきたMFIを選別し、組織構造や業務の運営方法についての評価や分析の実施、MFI専門の格付機関による格付の取得支援、当該MFIの実情に合わせた役職員向けの研修等のサービスを、EIFが提供するというものであった。10年から13年の間に、こうしたサービスを15か国の延べ81機関が利用した。

マイクロクレジットセクター全体の育成のためには、EUのマイクロクレジットセクターにおける優良実践を要約した「マイクロクレジットの提供にかかる優良行動規範 (European Code of Good Conduct for Microcredit Provision)」が策定された。加えて、個人や関係機関からマイクロクレジットに関する照会を受け付けるJASMINEヘルプデスクの開設、マイクロクレジットに関するワークショップの開催が行われた。

欧州委員会からの委託を受けたコンサルティング会社ICF GHKは、12年までのJASMINEの活動についての調査・分析を行った。その結果、MFIの生産性、専門家意識、効率性の改善、よりよいガバナンスの振興、透明性の強化、行動規範のような業務基準を開発し推進したといった点で、JASMINEは目的を達成したと評価した。一方で、利用するプログラムに柔軟性を持たせ、よりゆとりあるタイムスケジュールで実施するといった改善すべき課題や、認定を受けたコンサルタントの情報データベースを構築するといった新たに導入すべき施策等も判明した。

(3) MFIに融資、保証を行うプログラム 「プログレス・マイクロファイナンス」

MFIに対して資金を供給するプログラム「プログレス・マイクロファイナンス」は、欧州委員会が1億500万ユーロ、欧州投資銀行が1億ユーロを拠出し、10年にスタートした。

このプログラムは、MFIへの保証の供与とMFIへの融資や出資の2つのパートで構成され、いずれも運営はEIFが行った。プログラムの期間は13年までだが、融資や保証は16年まで実施される。保証に関しては、MFIに直接保証を供与するケースと、MFIに保証を供与する保証基金向けに再保証を行うケースがある。保証期間は3年まで、貸付額の75%を上限とする。他方、MFIへの資金供給については、通常のローン、劣後ローン、リスク分担ローン、出資の4種が提供された。

欧州委員会によれば、13年末時点で、18のMFI、20の銀行、2つの公的機関がこのプログラムの恩恵を受け、うち11機関は、融資または保証を複数回受けたり、融資と保証の両方を受けたりした。全体の件数としては53件であり、そのうち保証を受けたのは27件2,070万ユーロ（うち1件は保証機関に対する再保証）、融資を受けたのは26件約1億1,400万ユーロであった。融資を受けた26件のうち、24件は通常のローンの借入を行っており、出資を選んだ機関は一つもなかった。

13年末時点までに、MFIや銀行は、プログレス・マイクロファイナンスから借り入

れた資金を原資に6,236件5,160万ユーロの貸付を行った。また、保証を受けた機関は7,016件6,930万ユーロの貸付を行った。借り手の60%は、借入の時点で失業しているか経済活動を行っていないと報告されており、条件が厳しい人向けに貸付を行うというマイクロクレジットの目的はおおむね達成されているとみられる。しかし、推計された市場のギャップ(27億ユーロ)を勘案すると、プログレス・マイクロファイナンスによって埋められたギャップはまだ一部に過ぎない。

プログレス・マイクロファイナンスを総括するレポートは近く刊行される予定であり、そのレポートでは施策としての効果や課題、さらには後継のプログラムで生かすべき点についても指摘がなされるとみられる。

(4) 後継プログラム「EaSI」(雇用と社会革新プログラム)

14年1月からは、プログレス・マイクロファイナンス、雇用と社会連帯のためのプログラム(PROGRESS)、欧州雇用サービスプログラム(EURES)の3つは、雇用と社会革新プログラム(EaSI: Employment and Social Innovation, 14~20年)に統合された。

EaSIは、雇用と社会政策のための包括的なプログラムであり、①雇用と社会政策の近代化、②職業移動(job mobility)の推進、③マイクロファイナンスと社会的起業家の支援を3つの柱としている。JASMINEやプログレス・マイクロファイナンスは、③に

吸収され、MFIに対する技術支援はEaSIテクニカル・アシスタンス、資金供給はEaSI Guaranteeにより行われる。

EaSIのもとでのMFIの支援は15年からスタートしており、16年まで保証や融資を行うプログレス・マイクロファイナンスとは一部の期間同時に実施されることになる。EaSIの対象には、自営業者や零細企業に加えて、社会的起業家も含まれるため、資金の借り手には以前よりも規模の大きい企業が含まれるようになるだろう。

3 MFIの実例

ここまで、EU諸国におけるMFIの概況やEUレベルでの支援策について紹介してきたが、以下ではMFIの具体的な事例に関して、15年3月に行った聞き取り調査の結果も踏まえ、外部からの支援の受入状況や活動の実態について紹介してみたい。

(1) フランスのアディ

フランスのアディは、89年に設立されて以来、十分な学歴がない、移民である等の理由で雇用就労が難しい人を中心に貸付を行っている。^(注8)アディは、プログレス・マイクロファイナンスから、500万ユーロの借入と、230万ユーロの保証を受けている。

フランスでは若者の失業問題が深刻だが、05年のパリ郊外で発生した移民の若者の暴動をきっかけに、アディでは若者向けの講座CréaJeunesを開設した。この講座を受講する若者は、5、6週間毎日アディの事務

所に通い、自分のやりたいことは何か、それを実現するためにはどうすればいいのか、などのコーチングを受ける。例えば、スポーツブランドを始めたいという夢を持つ若者が、プロジェクトの企画書と事業計画を作成する過程で、当初の夢には遠いものとしても何らかの実現性がある事業計画を描ければ、アディが融資を行って事業化を支援する。

この講座を始めるまでは、アディは立ち上げたい事業の構想がある人に貸付をしてきたため、借入希望者との面談回数は2、3回だった。しかし、この講座では、アディのアドバイザーが若者から出された案を分析するなど、実現化に向けて繰り返し対話を行っている。CréaJeunesにかかる費用については、日本でいうハローワークのような行政機関や民間企業からの寄付を受けたり、個人からの寄付を受けるFond Adieの資金をあてたりしてまかなっている。

また、対象を若者に限定しない取組みとして、マイクロフランチャイズの導入も行われている。これは、自営で仕事を始めたいと希望しているものの、何をすればよいか分からない人に対して、フランチャイズ方式で事業を提供するものである。既に始まっているものとして、①Chauffeur & Goという日本の運転代行のようなサービス、②O₂という個人の庭の手入れ等を行うサービス、③三輪自転車での移送サービス、の3つがある。筆者が聞き取り調査を行った15年3月の時点では、①はパートタイムも含めて約90人、②は40人の加入者がいると

のことであった。③は観光地での自転車タクシーサービスや、住宅地での荷物運搬を想定しているもので、14年にパイロット事業を行い、15年から4人で本格的に事業を始めようとしているところであった。マイクロフランチャイズは、専門的な領域で長く持続可能な事業モデルを作り、自分で事業をしたいが何をすればいいか分からない人に、パッケージを提供することによって雇用を創出することを目的としている。

フランスでは農村部において、近年例えば家族農業経営の主力であった男性が亡くなり後を継いだ奥さんが十分な所得を得ることができないなど、外部からは分かりにくい困窮化が進んでいる。また、今後は年金が不十分で働かざるを得ない高齢者が増加するとアディではみており、こうした層に対する貸付も強化している。マイクロクレジットの分野で長い経験を持つアディでは、社会問題の広がりを知りて貸付の重点対象者層を拡大するとともに、事業構想を持つ人だけでなくその前の事業構想づくりにも関与するなど、一歩進んだ取組みを行っていることが分かる。

(注8) 業務の詳細については、重頭(2011)を参照されたい。

(2) ベルギーのマイクロスタート

ベルギーのマイクロスタートは、大手銀行BNPパリバ・フォルティスがアディと協力して、欧州投資基金(EIF)から25%の出資を受けて設立した。^(注9) BNPパリバ・フォルティスの代表者はマイクロスタートの役員に就任しているものの、実際の業務運営に

口を出すことはないとのことである。一方、業務運営にはアディ出身者も加わっており、アディの経験やノウハウを参考にして業務を行っていると思われる。

マイクロスタートは、BNPパリバ・フォルティスから借り入れた資金を原資に貸付を行っている。保証に関しては、プログレス・マイクロファイナンスから総額30万ユーロの保証を供与されている。また、JASMINEのもとでコンサルティングを受けたところ、組織の問題点を指摘され、改善策をとったとのことであった。

貸付の上限額は15,000ユーロだが、14年の1件あたりの平均貸付額は6,200ユーロであった。マイクロクレジットの貸付件数は、11年には100件、12年275件、13年402件、14年582件と徐々に増えてきている。14年末の貸付残高は440万ユーロであった。14年1月1日時点の貸付金利は8.95%であり、借入時には5%の手数料を払い、保証人も必要である。貸付金利が高いようにも感じられるが、貸付金額がそれほど大きくないため、借入者の負担が重過ぎるということはないようである。15年3月の時点では、デフォルト率は7%程度とのことであった。

マイクロスタートでは、起業前の事業計画の策定や必要な書類整備を支援するだけでなく、起業後もさまざまなアドバイスを提供している。こうしたサービスは、マイクロスタートから借入を行ってなくても無料で利用することができる。

ベルギーでも若者の失業率が非常に高いため、マイクロスタートは、若者向けの支

援に力を入れており、ドリームスタートという2か月間の講座を設置している。この講座では、起業を目指す若者に対して、どのような事業を行いたいのかを問いかけ、その事業を実現するには何が必要かを一緒に検討し、具体的な仕入れや販売をどうするか、対外折衝をどのように行うかについても教えている。ここで留意したいのは、起業といっても革新的な事業を行うことを目指しているのではなく、レストランや美容院、洋品店など一般的な事業を立ち上げて自活することを目的にしていることである。こうした考え方は、アディでも同様である。

起業支援については、企業での勤務経験者や税務や法務について詳しい人をボランティアとして活用しており、4名の職員が120名のボランティアを束ねている。支援のための費用は、企業や公的機関からの助成や寄付を積極的に受け入れている。

(注9) 設立の背景等についての詳細は、重頭(2015)を参照されたい。

4 日本への示唆

EUでは、経済的に困難な状況にある人が、自営業に就業したり零細企業を立ち上げたりするために、各種の支援を行いながら資金貸付を行うことは、失業問題への有効な対策として認識されており、EUレベルでの支援策が講じられている。

マイクロクレジットの供与を行う機関は、より厳しい状況にある人を対象にしたり、

支援を充実させたりすると、収益を上げるどころか機関自身の存続すら難しくなるため、ボランティアの人材を活用したり、公的機関や企業等の支援を受けながら、事業を行っている。そうしたなかで、より多くの雇用が創出できるよう、若者向けの起業講座の開設や、マイクロフランチャイズといった新しい方策を打ち出している。

日本では、生活保護受給世帯数が増加を続けていることを背景に、社会保障審議会の専門部会が生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについての一体的な検討を行い、13年1月に「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」を刊行した。報告書には、新たな生活支援には生活困窮者が抱える複合的な問題に対応できる相談支援体制を整備することや、家計相談とセットになった貸付の導入等が盛り込まれ、これを踏まえて、生活保護法の一部改正法案と生活困窮者自立支援法案が13年12月に成立した。

15年4月から施行された生活困窮者自立支援法では、就労に必要な訓練を提供する就労準備支援事業や、家計を安定させるための家計相談支援事業が、地域の実情に応じて実施する任意事業としてではあるが導入された。しかし、経済的に困難な状況にある人が、事業を立ち上げて収入を得るために、支援付きの資金貸付を行う制度は今のところ想定されていない。

日本では、EUに比べて失業率が低く、自営業者も年々減少していることから、困難な状況にある人が自ら事業を立ち上げると

いう発想には至りにくいとも考えられる。しかし、非正規雇用者数は年々増加するなど、雇用環境は悪化している。特に、若い世代の男性では「正規の職がないから」といった、本人の本意ではない要因で非正規雇用に就いている人の割合が高い。日本では起業というと革新的なアイデアを持った事業を立ち上げるというイメージが強いが、今後は一般的な事業であっても持続性のある就業機会を自ら生み出すことの重要性が増すと考えられる。EUでは、MFIが先駆的な取り組みを行い、それに銀行や一般の企業、公的機関が支援をすることによって失業問題に対応しようとしているが、そうした経験から学べるものは多いのではないだろうか。

<参考文献>

- ・重頭ユカリ (2015) 「ベルギーでマイクロクレジットの供与を行うマイクロスタート」『農中総研調査と情報』Web誌7月号
- ・重頭ユカリ (2011) 「フランスの起業向けマイクロクレジット—マイクロクレジット機関Adieを中心に—」『農林金融』4月号
- ・ADIE (2008) *L' AVENTURE DU MICRO-CRÉDIT EN FRANCE*, Textuel.
- ・Bending, M., Unterberg, M. & Sarpong, B. (2012) *Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2010-2011*, European Microfinance Network.
- ・Bending, M., Unterberg, M. & Sarpong, B. (2014) *Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2012-2013*, European Microfinance Network.
- ・Bruhn-Leon, B., Eriksson, P. & Kraemer-Eis, H. (2012) *Progress for Microfinance in Europe*, EIF working Paper.
- ・Commission of the European Communities (2007) "A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment", COM (2007) 708

final, November 11.

- Commission of the European Communities (2014) "Implementation of the European Progress Microfinance Facility 2013", COM (2014) 639 final, October 20.
- Cozarenco, A. (2015) *Microfinance Institutions and Banks in Europe: The story to date*, European Microfinance Network.
- ICF GHK (2014) *Evaluation of JASMINE technical assistance pilot phase*.
- Jayo, B., González, A. & Conzett, C. (2010) *Overview of the Microcredit Sector in the European Union 2008-2009*, European Microfinance Network.
- Kraemer-Eis, H. & Conforti, A. (2009) *Microfinance in Europe A market Overview*, EIF working Paper.
- Kreuz, C. (2006) *Microlending in Germany*.

- Lahn, S. (2005) *Microlending in Germany: A Case Study on DMI*.
- KfW Bankengruppe (ed) (2007) *Microfinance in Germany and Europe*.
- Siewertsen, H., Evers, J., Forster, S. & Inge (2005) *The Microfinance and Self-employment Environment for the Socially Excluded: Country Report Poland*.
- Unterberg, M., Bending M., Schellhorn M. & Torkler A. (2014a) *The German 'Mikrokreditwunder': Lessons learned - challenges encouraged*.
- Unterberg, M., Bending, M. & Sarpong B. (2014b) *Study on imperfections in the area of microfinance and options how to address them through an EU financial instrument*.

(しげとう ゆかり)

